

# 公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 理事長交際費支出基準

## (目的)

第1条 この基準は、理事長が公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るために必要と思われる経費の支出基準を定め、これに必要な事項を定めることを目的とする。

## (範囲)

第2条 理事長交際費で支出するものの範囲は、次の各号による。

(1) 会費

総会、新年会、忘年会、研修会、周年記念祝賀会、叙勲祝賀会、就任祝賀会、落成式、各種団体主催の懇談会等

(2) 弔慰

理事、監事、評議員等

(3) 見舞い

理事、監事、評議員等の病気・事故・災害見舞等

(4) その他

雑費、その他理事長が必要と認めるもの

## (弔慰手配基準)

第3条 弔慰手配基準は、別表1のとおりとする。

## (支出額基準)

第4条 支出額基準は、別表2のとおりとする。

## (公表)

第5条 この基準は、センターホームページに掲載するものとする。

## (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、理事長が適当と認める場合はこの限りではない。

付 則（平成29年3月31日 理事長決定）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月8日 理事長決定）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

弔慰手配基準

役職名等	本人
理 事	1
監 事	1
評議員	1
センター職員	2
センター運営協力者	2

（凡例 1：香典・供花 2：香典のみ）

別表2（第4条関係）

1. 支出額基準

		5,000	10,000	20,000	30,000
会費 ※1参照	公の施設を利用	支出	支出 (※2参照)	—	—
	その他の施設	支出	支出	支出 (※2参照)	—
	宿泊を兼ねての会合	—	支出	支出	
	叙勲祝賀会 就任祝賀会	—	支出	支出	支出
香典	理事、監事、評議員	—	支出	—	—
	センター職員	—	支出	—	—
	センター運営協力者	支出	支出 (※2参照)	—	—
見舞い	理事、監事、評議員	—	支出	—	—
	センター運営協力者	支出	支出 (※2参照)	—	—

※1：会費については、金額の指定のあるものについては、その額とする。

※2：事例ごとに判断

2. 供花料

供花料については、15,000円相当とする。